



門曾生
775
188

大學或問

治國平天下 別卷和漢不可通古今渡層

治法多 士人待之行

救秘不傳

時務之目錄

一人君天職之事

一人臣天職之事

一併昌言之更

一富有大業之更

一小秋備其外不意之貯凶年之救富有大業之更可成更

北狄之戰國也云

大正二年
中村楠雄氏贈

大正二年
中村楠雄氏贈

一 公義之沛流金浪米穀完滿國主城主五穀並
不形子核澤山一成事

一 五穀米火之如少不仁者多盜賊多一成事

一 世間借金借之為迷惑不殘者濟天下之借法一成事

一 諸宰人不拘在遊民無產者片付困窮人悉之救度

一 諸國山林茂り河汜一成事

一 上之御冥加損益之事

一 農兵之昔可歸事

一 各地之止運上新知加増有仁政之事

一 吳必系物矣地能下也一成事

一 日本十年十六年之為能系綿一成事

一切支丹漸絶之事

一 神道再興之事

一 佛法再興之事

一 賢君日本中興之事

一 學校之政之事

一 乃小惠益之有事

一 天子皇子諸公家之男子女子出家之學之清國學之所

一 成事



一或同人君之天職何為也 云人民之父母方仁心有仁政
 之行以成天職于一國之君子之仁心之父母方天命有
 天下之君子之仁心之父母方天命有今人君之清殺之命
 一故天常為命一庶心之得方財之國之
 心之成其財之國之云庶之心之仁心之不仁放
 是天職之修財之天命之得天職以廢方財之天命之失
 安之天命之常之仁心之庶心之是常之常之在也
 人君之心也一仁心之不仁之從者之仁政之得也
 之仁心之得也一有賢者之位之在也一仁心之不仁
 之從者之清殺之命之得也一仁心之不仁之從者
 同賢者之位之在也一何也 云君之仁心之不仁之

予く劉の所を過り元龍の悔有く凶之故也
予く劉の海に舟係れ其誠と立陳誠の官と立德
と好く文武の能と進め仁術と風清き人と卿大夫
予く上士とて其の上也是賢者と位立之
同才と何ぞ也云々多島とて天下乃改運
ふん才と云孔子も大難とて立有り難き人暗
在る古下有道と若し陪臣民間正吏と因かきり人
挙用多し伊尹の有莘の野より挙れれ傳説版
築し申るも挙れれ中たり宰相乃職と云く
也然と云らるる才多し宰相の職と代りせし
一代切は用也是たり一度宰相の職と云く十世百世

予く是も天下の賢才と云きる法也後世は時勢
同才と代りし多し其の才も一代切は何れ也云月分
は地家申すも是は是精力と云く公用害有
殊と正吏より挙れれ俄し民多し其の才も公用
予く是も不活也故宰相は十方石を以て其の才も
給りし人馬を以て其の生と養ひ以て物り斗は公用も
公家の人有家才の如く使はし十方石と禄二方石斗
る自家用建するも九方石俸斗は成り提類後者也
其の貧乏も有救也子孫も永く富也其の病
氣も成り老衰するも其の職と辞し古卿は其の
其の老在るも其の子孫も其の才も其の才も其の才も

てりのかと今平りの豊前川

一 同前有大業流弊を言ふる云仁政と天下の行り
事と富貴形もこれ叶り近世言告し老を言ふ
許とね何方より人便何何とて毎妻中を
送りよ格もよ老之に君の政も先世言告し老成の
今言告し老成の浪之度への氣籠る餓死言告し
云々大業平より宋より勝りて言告し
今此の能成る者あり此の國主郡主不勝りて家
中と投拍放し一とよ家の中を成りて言告し
家成りて格も格故之暇も言告し浪人言告し
左の流弊中言告し言告し言告し言告し言告し

句々氏に建武年より多言る言告し言告し言告し
すたる今の中を成りて言告し言告し言告し
姓言告し言告し言告し言告し言告し言告し
今此の能成る者あり此の國主郡主不勝りて家
中と投拍放し一とよ家の中を成りて言告し
家成りて格も格故之暇も言告し浪人言告し
左の流弊中言告し言告し言告し言告し言告し
句々氏に建武年より多言る言告し言告し言告し
すたる今の中を成りて言告し言告し言告し
姓言告し言告し言告し言告し言告し言告し
今此の能成る者あり此の國主郡主不勝りて家
中と投拍放し一とよ家の中を成りて言告し
家成りて格も格故之暇も言告し浪人言告し
左の流弊中言告し言告し言告し言告し言告し

法にあらざるを思ふしむ道方なく日力法工上の弊大規
船と云ふは屋他と作るの如くは名君の如くは先王
法と云ふは天下と云ふは七水久如くしむるの如くは
同先王の法に経傳に有る其意を尚ん若何を是用の如く
云先王の法の中の時所位の至る方年我れ一統一
國君大君の傷り法を以て生かすの如くは法を以て獲る
事能くしむる事要人結通し學力直志力
本才有る事と云ふ如くは王者の如くは同先王の
言免れり古來不聞其の民困窮を何方がな
る方なきや云天下の言如くは法を以て武士を
やりにて公義高亮は諸侯の職を以て法を以て立る

何れもす子政有る法に有るは法を以て獲る事能くしむる
如くは言ひて獲るは法を以て獲る事能くしむる
武士相成と云ふは法を以て獲る事能くしむる
是也此獲るは法を以て獲る事能くしむる
夫一統一法に在りては法を以て獲る事能くしむる
或も民も困窮す士民法を以て獲る事能くしむる
宰令を以て獲る事能くしむる法を以て獲る事能くしむる
今も法を以て獲る事能くしむる法を以て獲る事能くしむる
是也法を以て獲る事能くしむる法を以て獲る事能くしむる
同先王の法に経傳に有る其意を尚ん若何を是用の如く
云先王の法の中の時所位の至る方年我れ一統一
國君大君の傷り法を以て生かすの如くは法を以て獲る
事能くしむる事要人結通し學力直志力
本才有る事と云ふ如くは王者の如くは同先王の
言免れり古來不聞其の民困窮を何方がな
る方なきや云天下の言如くは法を以て武士を
やりにて公義高亮は諸侯の職を以て法を以て立る

正徳四年乙未七月に付借り根と米二斗目ふ
らりて凡そ元銀半一信と上より利足持し二信と
上二豊年とて甲一信と乙一信とに列せし額と買は是
年の米をその持し二倍とありて全年の米高持し
額一高とありて米下高成取之り申の次第とて解押
額一低とありて米高直取之り申の次第と米高の用と
豊年少く米價高くと利息は少く持し一取
持し米と米下利の持し申の次第と米高の用と
同法分と零すの故也持し米の何とそ 云々する方
之と持し申の次第と米高直取之り申の次第と米高の用と
多と米高の用と一丁持候の旨と云々申の次第と米高の用と

御志切り今と申易の事 持し申の次第と米高直取之り申の次第と米高の用と
之付未と申の次第と米高直取之り申の次第と米高の用と
豊年と持し申の次第と米高直取之り申の次第と米高の用と
大凡言百万石の上方と地所あるは七斗と申す
之付未と申の次第と米高直取之り申の次第と米高の用と
北を大塔と申の次第と米高直取之り申の次第と米高の用と
百信と申の次第と米高直取之り申の次第と米高の用と
之付未と申の次第と米高直取之り申の次第と米高の用と
之付未と申の次第と米高直取之り申の次第と米高の用と
之付未と申の次第と米高直取之り申の次第と米高の用と

丁子後命一を平年中河の賣米を天下に
困窮を成り少くも急下 同様に米と不換で米下
直りくも中初元より板改の何そ 之を定規法と云
はる所又米賣と云後りもそのふら此改を大改の
津の賣米に溢しく買者かあふて下世に米と法を用
窮す根本をくく米之ひのあふく米の直法と後直法
のくく定規法大改は法改を 法改米も賣買一兵
版改と初米と法改とを米と版改一法改
米と版改一兵改の米と賣買西兵版改は法改と米
改と米と版改とを版改と法改とを法改と解米
易改と一法改と一法改と一法改と一法改と米

と改と一法改と一法改と一法改と一法改と北秋
米と版改と一法改と一法改と一法改と一法改と
法改と一法改と一法改と一法改と一法改と
同米直法と一法改と一法改と一法改と一法改と
勢分時の中有一 同法改の地理と法改と水改と
何と云 云法改今の川法と法改と法改と法改と
一法改の地理と法改と一法改と一法改と一法改と
大君大道の直法と一法改と一法改と一法改と一法改と
半改と一法改と一法改と一法改と一法改と一法改と
丁子後命一を平年中河の賣米を天下に
困窮を成り少くも急下 同様に米と不換で米下
直りくも中初元より板改の何そ 之を定規法と云
はる所又米賣と云後りもそのふら此改を大改の
津の賣米に溢しく買者かあふて下世に米と法を用
窮す根本をくく米之ひのあふく米の直法と後直法
のくく定規法大改は法改を 法改米も賣買一兵
版改と初米と法改とを米と版改一法改
米と版改一兵改の米と賣買西兵版改は法改と米
改と米と版改とを版改と法改とを法改と解米
易改と一法改と一法改と一法改と一法改と米

海に別々の地を以てて分ちて言ふに 群一陸地
信州も地法を以てて法をのちあてて之を以てて人
に按ち今の川邊ありけり多く人の集りておれり平
の傍に幾十余し人程と云らば其數を以て人程と云ふ
後世直すと云ふ 打止ぬべし其地を以てて其
と云ふは流石に 流石に流石に 流石に流石に
すや地法を半にして其地を以てて其地を以てて
此を以て地法を以てて其地を以てて其地を以てて
四二方石余ありて 海を以てて けりて海を以てて
古地と云ふ 一 二下二二方石余ありて 積方水地等の
古地二二方石斗の量ありて 其地を以てて 二二方石を以てて

人程と云ふ事多し 陸地を以てて 平云を以てて其地を以てて
云事利に難地は云ふ事 其の流石に 流石に 流石に
今も元角五斗と云ふ事 其地を以てて 其地を以てて
のさ方のさかれ今も流石を以てて 其地を以てて 其地を以てて
なる事多し 大凡そ今も其地を以てて 其地を以てて 其地を以てて
流石に流石に 流石に流石に 流石に流石に 流石に流石に
との事と云ふに 其地を以てて 其地を以てて 其地を以てて
其の年毎の毎年 一 十方石余 水地の云ふ事 其地を以てて
流石に流石に 流石に流石に 流石に流石に 流石に流石に
は流石に流石に 流石に流石に 流石に流石に 流石に流石に
と云ふに 今も流石に流石に 流石に流石に 流石に流石に

上向の水を有る方と再興せる今の方すれども
一水ぬすはぬれり田池を方るの民も是方す
物う再興の地は各池とを一里交と其家と居る
と福と古化とを多く印と收と利とにひいて
今の分四物あり有る年々水換上向の得身は
多く等あり一其の智も多し水色には改す
向は改ても多し其心も多し是れ水色
改て其方の水もすする斗なうとす方水利を
うり下に利田を奪一水と換へす方多くの古は
方と利田多し國の爲ありぬとす一其方の川
川に改て水とす一其方の田池も換へく一民家の

あり一其方多し其方の田池も換へく一民家の
つとむ一其方の田池も換へく一民家の
いすは改て水とす一其方の田池も換へく
此方多し其方の田池も換へく一民家の
下れ先考の古年より日換へすは水も
地とす一其方の田池も換へく一民家の
も水色も其方の田池も換へく一民家の
向もく其方の田池も換へく一民家の
か大なる水も其方の田池も換へく一民家の
さる方各池も其方の田池も換へく一民家の
せす一其方の田池も換へく一民家の

物一真土のぼりと砂と城跡とくところ真土と又
ましくまると深きと埋む底とつとまの共とよんた
はらんより小なるありき谷地と之可なり奥に水とまて
つる地と底とつる水とて免るはたれと種と好むと
みくまとあきと地と通れと又石何なるれと底とあき
一枚岩物と足とみく人深真土とく程事ありと一
大井の境めと根を干同然らるとつと中方をす一
せも
少を境のつと縄造し何なりと何なりとつと何なりと
て土と持するなりと境造めり大井の境を土層も境
造し何なりと何なりと何なりと何なりと土とつと境のつ
少くを境のつと収れりなりと境の中とま縄

流一三方に片持せしものふたす一通り拵く後又三方
拵けを内流を拵けり其かたつに拵けし石竹木の拵り
まのけと毛とたつ後何なりとまの文物拵り
ぬえの物なりと上とつと拵けする時東のつと西のつと
を拵けすも拵けぬるなり後今一倍金拵せぬるの
のふたつは拵るもまの地一三方に片持せしものふたす
も拵けぬるも拵けぬるも拵けぬるも拵けぬるも拵けぬるも
下の拵けぬるも拵けぬるも拵けぬるも拵けぬるも拵けぬるも
つと拵けぬるも拵けぬるも拵けぬるも拵けぬるも拵けぬるも
つと拵けぬるも拵けぬるも拵けぬるも拵けぬるも拵けぬるも
すに拵ぬるも拵けぬるも拵けぬるも拵けぬるも拵けぬるも
同拵けぬるも拵けぬるも拵けぬるも拵けぬるも拵けぬるも

今の倉庫も倉庫もよくあるが、
の重たき三方少くははれ十年もたつては破損
せうな半の役人の方をいふと、
方今冬より重たき三十年余の
是少く換益をなす半考らるる
物のお地を山川をいふと、
山を多く大雨の時水地は
千石水意ふと、
乃とく倉庫のゆるさぬ事
たは困窮やう今大和國
ととみれば、

今多かれ今少くはれに
く半留者の事、
其氏の困窮、
少くはれ、
うては、
世留米き、
物之細、
世留米、
下百姓、

向多くとて、本所の方他の地作りて年月亦一産の業もたふ
不足すし如何云此一多きもの如新、後より自然止概と未
久公家も清候の統より余穀満して、益不れくはじとすもさ
のこれ地際、仰らぬと毎と歩く物、何れもはじむは、(七)
十乃貞と云てもなすし、たに三、(八)一亦、(九)下、及もよるで
産も、(十)若多し、(十一)乞も、(十二)産、(十三)の、(十四)別、(十五)産、(十六)方、(十七)の、(十八)持、(十九)来、(二十)合、(二十一)と、(二十二)か
其、(二十三)終、(二十四)て、(二十五)止、(二十六)南、(二十七)垂、(二十八)粟、(二十九)子、(三十)同、(三十一)利、(三十二)之、(三十三)粟、(三十四)納、(三十五)粟、(三十六)老、(三十七)米、(三十八)の、(三十九)比、(四十)今、(四十一)の、(四十二)所、(四十三)水、(四十四)の、(四十五)所、
の、(四十六)生、(四十七)と、(四十八)春、(四十九)年、(五十)各、(五十一)別、(五十二)乞、(五十三)も、(五十四)尚、(五十五)令、(五十六)之、(五十七)かつ、(五十八)と、(五十九)支、(六十)亦、(六十一)足、(六十二)解、(六十三)た
せ、(六十四)年、(六十五)易、(六十六)し、(六十七)米、(六十八)船、(六十九)破、(七十)損、(七十一)の、(七十二)持、(七十三)了、(七十四)所、(七十五)も、(七十六)中、(七十七)之、(七十八)大、(七十九)君、(八十)直、(八十一)志、(八十二)立
法、(八十三)人、(八十四)後、(八十五)止、(八十六)年、(八十七)易、(八十八)多、(八十九)し、(九十)と、(九十一)不、(九十二)又、(九十三)論、(九十四)す、(九十五)し、
一 北、(九十六)校、(九十七)の、(九十八)備、(九十九)を、(一百)一、(一百一)法、(一百二)人、(一百三)困、(一百四)窮、(一百五)其、(一百六)な、(一百七)豊、(一百八)れ、(一百九)と、(二百)予、(二百一)路、(二百二)何、(二百三)世、(二百四)也、(二百五)云、(二百六)冬、(二百七)夏、(二百八)有

者武備、(二百九)多、(三百)し、(三百一)了、(三百二)学、(三百三)々、(三百四)治、(三百五)國、(三百六)平、(三百七)天下、(三百八)之、(三百九)政、(四百)之、(四百一)武、(四百二)備、(四百三)内、(四百四)陸、(四百五)國、(四百六)々、(四百七)外
也、(四百八)慎、(四百九)に、(五百)武、(五百一)威、(五百二)之、(五百三)備、(五百四)之、(五百五)慎、(五百六)成、(五百七)中、(五百八)道、(五百九)方、(六百)之、(六百一)和、(六百二)兵、(六百三)糧、(六百四)多、(六百五)か、(六百六)印、(六百七)宗、
也、(六百八)其、(六百九)之、(七百)武、(七百一)兵、(七百二)法、(七百三)之、(七百四)不、(七百五)令、(七百六)出、(七百七)士、(七百八)民、(七百九)建、(八百)者、(八百一)之、(八百二)武、(八百三)國、の
名、(八百四)亦、(八百五)之、(八百六)急、(八百七)者、(八百八)兵、(八百九)糧、(九百)多、(九百一)貯、(九百二)り、(九百三)た、(九百四)ん、(九百五)之、(九百六)小、(九百七)中、(九百八)之、(九百九)と、(一千)其、(一千一)て、(一千二)り、(一千三)か、
其、(一千四)多、(一千五)年、(一千六)度、(一千七)之、(一千八)今、(一千九)既、(二千)中、(二千一)之、(二千二)と、(二千三)亦、(二千四)し、(二千五)其、(二千六)し、(二千七)之、(二千八)只、(二千九)頼、(三千)之、(三千一)武、(三千二)備、
小、(三千三)河、(三千四)以、(三千五)之、(三千六)小、(三千七)林、(三千八)中、(三千九)の、(四千)一、(四千一)徳、(四千二)之、(四千三)合、(四千四)戰、(四千五)了、(四千六)及、(四千七)凡、(四千八)内、(四千九)虚、(五千)之、(五千一)人、(五千二)心、(五千三)教、(五千四)年、
す、(五千五)今、(五千六)法、(五千七)候、(五千八)一、(五千九)は、(六千)一、(六千一)人、(六千二)心、(六千三)と、(六千四)す、(六千五)と、(六千六)其、(六千七)兵、(六千八)糧、(六千九)多、(七千)し、(七千一)之、(七千二)予、(七千三)彦、(七千四)と、(七千五)之、
之、(七千六)上、(七千七)希、(七千八)少、(七千九)也、(八千)大、(八千一)坂、(八千二)上、(八千三)之、(八千四)當、(八千五)米、(八千六)の、(八千七)所、(八千八)法、(八千九)也、(九千)之、(九千一)廣、(九千二)す、(九千三)と、(九千四)七、
上、(九千五)用、(九千六)限、(九千七)り、(九千八)米、(九千九)と、(十千)之、(十千一)十、(十千二)日、(十千三)り、(十千四)之、(十千五)及、(十千六)米、(十千七)石、(十千八)五、(十千九)百、(十一千)目、(十一千一)也、(十一千二)百、
目、(十一千三)之、(十一千四)當、(十一千五)買、(十一千六)ふ、(十一千七)と、(十一千八)三、(十一千九)日、(十二千)り、(十二千一)及、(十二千二)八、(十二千三)四、(十二千四)日、(十二千五)に、(十二千六)か、(十二千七)ん、(十二千八)所、(十二千九)人、(十三千)等、(十三千一)之、(十三千二)守、(十三千三)人、(十三千四)以、
諸、(十三千五)町、(十三千六)人、(十三千七)法、(十三千八)糸、(十三千九)坊、(十四千)之、(十四千一)日、(十四千二)三、(十四千三)之、(十四千四)類、(十四千五)忽、(十四千六)應、(十四千七)允、(十四千八)及、(十四千九)之、(十五千)人、(十五千一)之、(十五千二)付、(十五千三)之、(十五千四)其、(十五千五)上、(十五千六)駭、(十五千七)友、

利を以て万の金に米年々春其小秋等ありんども當年八
九月に用意せしむる十月に月を運して秋に速く令と出
て商人を厨に大名急帰せしめ其年米府に存せし
知少く借令者多き年とて是為秋の細米を粟少く流
出せし秋多き年とて秋の米を流して其年法のくも可なり故
借浪の者たも其年を利分るに之を以て同少く其年中
ありし今の家因米年中に入申れりくも其年の中
世法の所見あり地代米少くはちりきす一商人は秋
諸商人皆米とてはしよのちさや七五米を流す或は米を
流すも其方元厚す一商人は浪流たり其米少くても
其もあつたれり米は米とて其年米少くはちりきす

米は産する程に大坂に多秋り其後と下買ふ一諸侯流
の米秋には多し一河内つとて之を大坂に賣るに其米
一諸侯の米くつとて米は賣りて之を大坂に賣るに
二年酒屋と止流りんども秋米米年の小秋の米尚不
す一秋米の所を大坂に流すに其米は備中にも其
酒屋の米も有りと其米はすきと止ても困窮せし大
坂に賣るに其年の米の十を流し用程に及んて國に大
少く流すに其年の酒屋を一方法の出流して其年
多く流すに其年の米は流すに其米は送る可く其年
多く流すに其年の米は流すに其米は送る可く其年
多く流すに其年の米は流すに其米は送る可く其年
多く流すに其年の米は流すに其米は送る可く其年

用斗徳やふふ一古の志とく買酒と春及酒と外を
行定年日二三交良友と振きし一花月雪霜のわ序
歌下一武家くくはわしはまゆりた酒の費止下一三
年のみ一終り北秋来りてと六年凡塵有九月礼の方
日知し今も三年終る迄の二十年の通しを多々下
ゆ成りゆとてふて困ふゆらるる 同何と云く今迄
三年の終るゆとて一其の三年の多々也 云生民
より策中其十七日わしと近年從貢多々一年片一若
農兵の時を日本七年終る十年貢上ありき今も三十万石
一國之富半一知行持切米谷二十万石とくは録十方
石宛てぬくも一公用費用不相神一皆十方石の物成へ
そ石也今の控方石の物成之中から五万石方を方石宛
入と云ふ一とく一六と云用私用と個一と云の事と云は
一年より二子石余也控年又二万六千石とまらふ控方石の
國北秋一と山年一と野不と虎一と十年終りて七万石宛
と云ふ一と云用私用と個一と云の事と云は
國之三方石と宛年を方石宛と個一四万石と備せし
二年より三式方石の方れと中多々も非之と云ふと二万
也粟少くと二万石と云ふれと今四五とく二万石と協下
大阪の宛れ中分る五万石入と一と二万石粟の西一と粟
の宛れと云ふ方石と概とを押る宛と一と二万石方石
と宛れと云ふ一と三年と後貯の用を宛と何と云ふ宛れ

今上のき公卿を守令と仰りし如く来りて御之の介
官等志守く如之能く主人家中に公義と下能く是尤及人
及京大坂より及人分治を令治信守る者或れ一多者也
年と延少きと年とわぬ故より百石二百石は二三百石
とせり多き借者も有るも二石三石より十石年々
借し方々年々とて海より多きとて年数あつたら
ゆれば永代に初めの子孫に其數の用と律せしむ
去る三人の傍りて財を人の集むるべきに如きを
借したるものなき者も少く心守りて其後又年々計
方々一石の如く然るに年四石元有國王の借取多
りて二石の借取の持て取らば借取一石の年々
取れども五年の如く之を海に賣る積年の積
今年又二石の如く取切り裁制せしむる今の方免
して十年且程を去る方々借取の元利は少く不足
は海に賣る如く今も借取の元利は少く不足は海
に賣る可く免しりて方々不十分なりて裁制は後
年方々取切りせしむる可く通す可く余も亦諸
侯にても有る成下り同諸侯の中にも勝り方々
と借取の如く木知事より又母事より方々取切
遣す可く取切りし今も云々其後今も公義の如く
こ中かあつては各侯の家はとせりて十の家内
中も持切りし後今も海に賣る可く二十の家内
中も持切りし後今も海に賣る可く二十の家内

この山に海を造りて三年せよ下は傍浪の傍にあり
一畝此米多し金も山に故とせよ年易し吉野能野
本宿を平の山に有る林木と伐せしむと拙く産地を
備えしむと一持持進進よ山宿を平山にせよと
其者田宿し作物の可くは焼山にせよ所は後空冠
山宿を平山と賣し用は年薪を平山にせよと
七しと兼て賣す平山にせよと其方里中よ山に
薪と買すしと朝夕を潤らし作りぬるのよと山を
不田宿より人金多して作りぬる薪を平山に
数中の村宿し人二十と他一十其田宿と平山に
こよよ免と五市七つと作りて山宿しと薪の田宿し

七方宿してぬるこよよ免の地宿し今一他宿し
市宿し方人宿し本とせよと馳を平山にせよと
市宿し七市人宿し知しとせよと九宿しと上田宿しと年具
免とせよと宿しと作りぬる薪を平山にせよと
市宿しと免と五市七つと作りて山宿しと薪の田宿し
七方宿してぬるこよよ免の地宿し今一他宿し
市宿し方人宿し本とせよと馳を平山にせよと
市宿し七市人宿し知しとせよと九宿しと上田宿しと年具
免とせよと宿しと作りぬる薪を平山にせよと
市宿しと免と五市七つと作りて山宿しと薪の田宿し

のたうに交する本美然ありと云ふ故に年を以て公の
疾と云ふるを本美人の之と云ふ而して流す得山と
生れくうのひすの二十年の難本故に難本故に
之を村屋新と云ふか何の法に應之を染小出也
長谷野山之に成りて年を以て松と成て作約の可くは
て利半三の年と云ふ松山地を又悪教白地の草木をたぬ
不吉松を生ずるの處に於て後年の害を御すを
政行運て山松根絶すと云ふ方より引捨てし今松山月
紀を難本と云ふ本云ふ可く是なるを毒成りの本下草
本をせん田畑を流れて悪教を以て山と云ふるを難本
吉野金剛山を引成てし各峯と云ふ松樹の末と云

下東國北國に和も松樹の多き所を以て爲用成者本
嘉の故に和を山松樹と云ふ松樹難本山に
多くは其神凡盛す樹と云ふを以て此の如くは日換
此の年一物と云ふ各山と云ふ流本を以て取くを本
海を以て採くを本と云ふ下流の本を以て採くを本
事と云ふ也
岡本秀徳也土流採の材本を以て用之
田畑の地を以て採くを本と云ふ 云々道りり
此の今の公府私用此法を以て九止下一富有大業と云
ふ本を以て採くを本と云ふ又山のうを採くを本と云ふ
下本を以て採くを本と云ふ 借合を以て採くを本と云ふ
一は法を用其法を採くを本と云ふ 岡本山門

之法家之傳也凡山之無名川之流遠く多し何ぞ也
云山意津法なる言を食一徳を考ふる新と實て
燒板にたみぬり首切りをも今盗て山と列て公敵
元年若し未と知るとあつてせむる外 同山之社
少く財来不出財之神社仙寺の建立國に城中士民又
空原大坂に立可まの作年あり 云天たのりく山
と未と依りて事關する積り未去れ殿す 先原
廟と造りて同神と方と社と建年非礼あり古
世の事也神と威依懼くたれり天照皇六伊勢山田斗
八幡六宮佐春日八宗良崇多與鳥八雲品斗大已貴之
三輪斗七外皆也一と山と若し完く人石と法家
仍る事也と止未社たみ立たる本と依理のよせ
何ぞと材木と不用 同日本神國に士民生産如
何せや 云大和のく八則春日三輪純田生島林と生産
と先原廟のく少く本社外も之國に社稷乃神と立
て多たる原廟の社と後を社あくするたも未事
と付おて多邪神之元正神と威と益 同男山之如何
云是斗唯と改り沙年一死 同佛寺の如何 云是
急事と不と成急と也と折之たに款分りて方と海原の
再具して櫻りに我く知多する事と禁一徳を何と
何ぞと何村何集と云者も多し形も村中と其の款
并成定意し三學と多も多と云と若しは

何ぞと材木と不用 同日本神國に士民生産如
何せや 云大和のく八則春日三輪純田生島林と生産
と先原廟のく少く本社外も之國に社稷乃神と立
て多たる原廟の社と後を社あくするたも未事
と付おて多邪神之元正神と威と益 同男山之如何
云是斗唯と改り沙年一死 同佛寺の如何 云是
急事と不と成急と也と折之たに款分りて方と海原の
再具して櫻りに我く知多する事と禁一徳を何と
何ぞと何村何集と云者も多し形も村中と其の款
并成定意し三學と多も多と云と若しは

年以不年一歳一國最在——王方公義之其亦
年漸未中後——後因交寸若于僧不律——有者
僧心是と紀中——公義之術（公義が王に律——後公
不律——王意方必君又王群衆の村に先居親教の意方
屋立而も親類——還俗——の二十卷也也元定——不
すも者者——おますも先居戒律の寺之里と志事千
五可也町云——不及少く在家——十寸と彌之法町に其
と新と後——たる堂寺を仏之法——所也六の僧もたは
山寺の雲寺と僧理せん余——一方親音と清水七各
西雲地中法と他佛宗者——ぬる——上宗牌と因懐意と
兼師林在者斗山寺の地也——王解と押と之知

已作と云——生和と彌の山寺と寺内杯と——上相と公義
中立たるとも在和と彌宗定也其法又と述と事解ら
習とく角成——八仁改ハ急も先居方又師——一
後と有り僧とお淡——後とて死も教りハ略寺 同武士
屋敷と後其律事之品何 云大道行も凡ハ社か鬼兵之
昔小師——王所之城——今後小寺——吉屋教令と十方
下守と也又余も家ハ後とて僧理と料とせん事願——
今年と公義仍事神社仏園と自今分ると僧理と他と
お能と和交と垂とるも材木を本と此意者遠と懐と切と
は是居也下と和とく後探とるも友と義沖建とるもと
魚山はと寺内と法とをたるとかの後と分所住人新交とるも

三五倍し不めん公義の效用もいぬ所も多し費山州
為徳の達摩大師を立祀して名を弘治に依りて功徳
寺故に神社佛閣を又修理せし取後其の後に寺三
ヶ一に改めし此の寺の元氣を以て為徳と名づけし
此の寺得度し法中戒律を究めし此の寺に所在家寺解
作ん神社少くも一社其の素子所建つた何すや云々
神社より前と云ふ社官有希之方百姓の内は彼社を
と云ふを以てし私欲の地と云ふも可多し社家社官と云
つらん公義が持つて徳の寺向を學校の法を以て氏原
亦多しといふ寺の方村始りて未だ寺は百也といふ所を
村の多し所をの徳理と云ふ一社龍山の寺は自然の用
本に代りては難本に於て又移し他の本を以てぬ亦
所利山方は是の後とて松山多しと云ふ年八男女九樹氣
多し徳の寺茶と云ふ國の茶造者も百倍し是の氣
と云ふ寺本原の一に改めし樹氣しは學校と教と云ふ
寺の方と云ふ寺を以て其の寺を以て是の寺園法
と云ふ寺はかく倉庫の形に似たりて入徳と名付たり此
寺の方と云ふ寺用の寺也一正しく置かざるを以て
一或同法名を困窮する所地ありて公義の法を以てし
法方此の法を以て困窮する所云諸侯不勝と云ふ武士
困窮する所は民を以て困窮する所云南に困窮する所は
法方此の法を以て困窮する所云困窮する所は

に老老志をくはれば成るる多ふのつらりと夏水くわ
のよ作道と来室の事と是れ中々盛に去来し中
河一節一將一川家濃一風雪霜とくり守文を
習老と手帳と成直真の或是なりて去友の
言他者あるも老をくはるるつらりと後の
是れと云ふは今をくはるるつらりと
官の好もく一今成るるくはるるつらりと
里とくはるるつらりと一問今接方石の城の中
の云物成りくつらりと云ふれは方石の
云其万石の網米家中の物成るるつらりと
世とくはるるつらりと一其は方石の用はつらりと不足備金と

す其を利分りては不足後多る家中の物成るるつらりと
出杯極の不足はるるつらりと其は方石の用はつらりと不足備金と
ゆはるるつらりと一其は方石の用はつらりと不足備金と
有年ふ九千石の元年来るるつらりと其は方石の用はつらりと不足備金と
ゆはるるつらりと一其は方石の用はつらりと不足備金と
是れと云ふは今をくはるるつらりと其は方石の用はつらりと不足備金と
ゆはるるつらりと一其は方石の用はつらりと不足備金と
表行と極くは地一隣の畑と茶と極く是れと云ふは今をくはるるつらりと
問関内産方石也 云是を去来し江戸地と農兵の心かき
ゆはるるつらりと一其は方石の用はつらりと不足備金と
ゆはるるつらりと一其は方石の用はつらりと不足備金と
ゆはるるつらりと一其は方石の用はつらりと不足備金と

丁旗中と名各々所地を管する一法元而侍を如く其方
々も方には元成法夥多形々々本業あり或は元成を
のりて不承地形平う形して井田の法に似てて農兵を
各半を成え及て人少く旗中元成の形を以てする所
あり一學校の形を以てする所と知所を令し心と各々所
に後少くも形たより元成年中法成り四方に後く元成
形は元成を祖意に以て元成に柱を住居の長之元成景
形人番はより元成に似てし元成十年外に如く之なり
百日の番は勤く出城し四方に聖を以てする所は元成
も同方なり一番中一入武旗に似たり一學校に似たり
元成出番樂しせし城下事子有武士千人を以てする所

事子と云く男の勤武士言へば皆一仁政の如く其事
形は何の氣を形れども其事武備の業は元成の上道旗の
為に同業事元成十方員に似たり公義藏奉の用は不足
形人今今諸侯少形而も物諸侯は為し元成又上奉て上
益も不成なる費も財多し一旗の事上下たる止り元成
公義は不足の者なり不足形は古法の如く元成二年は中
元成員と云形は一旗の事し一旗納米を方石を二百名指方石
を子名し員物之外は係物米倉員方石を旗元成府に其番
て止神社仏閣を修理し一旗元成の公義は用多し元成
上元成の代を道元を用整へ不足の事を決る名に相談し
ぬ形は元成元成元成元成元成元成元成元成元成元成

少くも治を不立と云ふややと諸侯と子の如く治を治すも
一家の心と云ふは下下 河固有本業故用兵不立と云ふは
一の有り方也 云固有天下の固有也 立不立と云ふは文事
武備の用はれりて不足之四海の困窮未と云ふ事謂て
治を治すの故用はれりて 農兵の首と云ふは其の直と云ふは
人心集りて是事と云ふは 富厚原の風俗と云ふは人心集りて
之知農兵と云ふは 日中の武勇各別漁く真の武國の原と云
武士農と云ふは 策勇ありて是弱く求ぬ心と云ふは 策
も遠く疲りて 其上若堂小者た 三年少く主と云ふは 是
軍用換へ平生も農兵と云ふは 八風俗思方如くと云ふは
農兵の首と云ふは 歸すと云ふは 故也

一或問諸國の地を 言と云ふ有民の困窮地故換へ 言
成る小非也 云然 揮地と云ふは 核の言理と云ふは 核今地
云と云ふは 核と云ふは 一核と云ふは 一核と云ふは 核と云ふは
時方解と云ふは 相成加増と云ふは 核と云ふは 核と云ふは 核と云ふは
地と云ふは 唯と云ふは 一と云ふは 外仁政と云ふは 余度と云ふは 一と云ふは 運
上と云ふは 信と云ふは 一と云ふは 雲と云ふは 若程と云ふは 小瀬と云ふは 運江の湖
水と云ふは 信と云ふは 馬の運と云ふは 言と云ふは 信と云ふは 有るも云ふは 等
事と云ふは 一と云ふは 見と云ふは 一と云ふは 核と云ふは 核と云ふは 連と云ふは 船と云ふは 大
核と云ふは 有るも 大津 襄陽 小瀬の 主と云ふは 換と云ふは 是の 比と云ふは 核と
多と云ふは 一と云ふは 核と云ふは 運と云ふは 信と云ふは 核と云ふは 核と云ふは 核と云ふは 核と云ふは
三甲と云ふは 田昌斗と云ふは 信と云ふは 信と云ふは 天下の 為と云ふは 下と云ふは 下と云ふは 下

夫往者物地悪友之方也... 聖皇陛下... 或同切望舟之法... 民之困窮... 且解仁政... 中其ハ聖賢... 舟蛇之道... 今も古も... 夫往者物地悪友之方也... 聖皇陛下... 或同切望舟之法... 民之困窮... 且解仁政... 中其ハ聖賢... 舟蛇之道... 今も古も... 夫往者物地悪友之方也... 聖皇陛下... 或同切望舟之法... 民之困窮... 且解仁政... 中其ハ聖賢... 舟蛇之道... 今も古も...

一或同切望舟之法... 中其ハ聖賢... 舟蛇之道... 今も古も... 夫往者物地悪友之方也... 聖皇陛下... 或同切望舟之法... 民之困窮... 且解仁政... 中其ハ聖賢... 舟蛇之道... 今も古も... 夫往者物地悪友之方也... 聖皇陛下... 或同切望舟之法... 民之困窮... 且解仁政... 中其ハ聖賢... 舟蛇之道... 今も古も...

書を考へて凡そ三種の神書の古くは國之神書上古文字之神書
句一の智仁勇と三種の象よりて示して王の温潤則ち
此の三種の徳を以て鏡の虚照して徳を照して方と智の象の
鏡に對して徳を照して以て勇の神武の象にして易の卦の
象の如く智仁勇天下の建徳也三種の象よりて後解して後得と
す是よりて神書也 注解を中庸と云く命 中爻の聖人
日本の神を徳とて道不遠故も象其書符節と云はるる
天下と云く神とて之の所よりて天下の巨たる智仁勇の徳を以て
祭時取位すは人徳を象して天下と云く後得の神とて
成を以て記したる書を神書と云く天皇皇神以て徳治と云く徳治
と云く文明と云く神道此再且て成を以て神と云く神

なりと云く全き半小非半とて知れ天地の神なり日本を神とて後得の
中の如く之を略して云く神とて知れ天地の神なり日本を神とて後得の
聖人と神聖と云く聖人なる神なり徳を以て神なり徳を以て神なり
形なりと云く形有る神なり及乎今を云く形の如用なり及乎神の
存する者を聖人と云く中庸と三種の注解と云く儒と云く儒也
云中其を四海の神國の四方と云く法と云く法なり云云
考官位版禮樂悉得未て用らるる南蛮西戎北狄の文字
不通日本朝鮮琉球の文字通するなり漢字と云く云く
日本の字を以て取らるる都を在りて諸國と云く諸國と云く
學校を以て取らるる久しかりて後得の神と云く神と云く神
八幡宮之神也世に七百海に儒と云く儒と云く儒と云く儒也

道德之駕之中其の文心可くもたむらば佛之大小儒之
傍て佛法を履めたる天竺國の文字不通なる者中其の
文字理學を以て佛法の可くもたむらば佛之大小儒之
別の如きを辨て佛語を以て説き三種の形を孔の傳授の心法
是と云ふて神を以て真記せざるも亦亦亦た神道者儒と
可くもたむらば佛之大小儒之別の如きを辨て佛語を以て説き三種の形を孔の傳授の心法
對するも道多し也 學者如之 修く神道再真可難
一或同今賢者日本の中其の儒道を用ひざる 云々真
と主何ぞ儒佛の善法人唯賢者に仁政をして儒法を以て中
養つるもの 是曰允執其中又何るて守て至其方然る
中其の私心を倚りたる天理の隨時正位の尚能くを以て

たり 同何ぞし私心のある可くも 云々若た後して中其の執事
なるもの 一も我と云くは分るる事なり 云々則ち聖
と不好故に勿しせむと 修事愛を智政事可くも尚くて人
民の教する善くも徳有りたる天地神の靈を以て造化の事
聖人道を造化の物たるも亦其の功も亦天地を以て人
疾病を以て善法の時を言諸の用務を戒むれば亂を以て
云々則ち儒と好む佛と好む神と好む此も善を以て行ふ時に
害者儒を王道と改ては令し儒者已て是を以て改むる事
のしと知てこれ一流に學者を以て徳の川流なり 大徳の敷は
非才學者の劣者なり 片善の味はく其の善人天地を生息し
人心を以て好む善なるも亦其の善を以て尚くも其の有

心善則好もあらざる善を善と爲すも治平の政に乏し
不可之善則不善已しく用も今も非は三皇五帝不貴
不罰民善と樂く思ふは至徳至治之母其後氏罰
て不貴竟舜至治に世継り天下に善を中不道
に成るる所を名く民の心と云ふは思のききと云ふ
也万人を善と爲す者天下刑あるのみ是禹大和の
事と云ひ然る湯王貴く善を復く其惡王若く風俗礼
民不善習えざる善を人何んは是と貴く思ふは民善と不
知くは後世の教と云直と奉て起すは狂者
直しむる友之流は是は尚の時多し大する善く貴く思ふ
は徳の衰ゆる造化と神功と助り年多し 問堯舜

心善と神と云ふや 云似るは方日本の善位田賦田有し
心其法も人位職は但者也七位職は行るは是も是
善と爲すも善と非は天位と共く天福と共く是位は
心善の人思ふは善不收唐く都して方せむ之又公侯卿
夫も子も生るも思ふ不肖く遇て及す非と悟り臣と爲る
心善者唐令下りて農工商と善と善も是善は是も是善
す五も善は好也と好も是善と好も是善と好も是善と好も
少く是善は好も是善と好も是善と好も是善と好も是善
と好も是善と好も是善と好も是善と好も是善と好も是善
業も是善と天下君は好も是善と好も是善と好も是善と
起す也是と好も是善と好も是善と好も是善と好も是善と

予く五書を其のそとに蒙りて是を修め云宗也楊光此
と云く楊國忠及大政又天下と云る道もと云のそと一
人をもく其のそとに蒙りて人をもく其のそとに蒙りて
宗と云く私に施のこ不徳と者月後考りて強りて是を
此の皆道と好し凡有りと云人良又女まに故有と云
政と云く其のそとに蒙りて造化と云る仁君之天職と考りて天孫と
治り年久く一と云く其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて
格の外教教の命年をも
廣く奉りて學者能者も其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて
此の治り年奉りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて
用事奉りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて

憤と云く其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて
尚ほ其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて
必十倍也右云く其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて
一或同學校之文字も其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて
治り年天下人心と云る其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて
親と云く其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて
若し其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて
傳と云く其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて
徳と云く其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて
其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて
其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて
其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて其のそとに蒙りて

之をもたず一故一聖人の大徳と信りて位大君と信之聖人の
此位と信れ奉と風化を事行らんは徒貴人及凡凡
乃のぬらまやとて貴人食を亦及多人有る道徳と信之
徳の信不仍右のとも是心法内にもふかす仰とて君心内
向心法内程法を文章と好く治る者も其の貴人法内
向心法内
有る大益なり一 同学校心法の内 云是大なる事とて学校
文章と兼りてしむれ今の人徳は二十早の成と成と學
入るる武士の子八歳九歳十歳を學令てその成るる教
也子習ふ可一字つて習ふに筆道と書方と教習る易く禮ハ
父兄長者賓客の亦も其の禮を配膳給仕進退左右送迎諸各
杯の更に十三より終るとも一日一回つて太学と道立明德

在親民を止於至善此一章の四日教此大形を格も習ひて
讀小字する事なくと女も多く讀むるも其の教之八歳
之子讀むる傍より讀声のつて耳に入ると益も其の習ひ
文字讀む日よつて教あり禮進退を習讀むる擗り乳
を轉すは同日小教十三歳より漸く礼志大なる教大折紙
史九渡使者と考者も主人も其の披讀口をわたり習ふ
丁より矢新鐙の法を披讀する品は七五三五と客と其
陪膳に成りて品も習ふて一其他の押紙一又日よつて音
也の教八九歳十三歳の子小笛算筆算乃譜の唱むて音
律法昨より十人一人一度も習ひて十三から三管とて
教弦管の教八九歳の子自ら耳小入ると後年と益も其の四五

四一幼年小憐愍の事ハ壯一十の老後教五年に
万々君子國と云成是日本中興の事也 同式を何に
定及んや 云武士古也孝者道の道と教く 礼事爰
其多の定司一和漢の博學成者とす 數十條弘
記一君及老臣上下逆也 誠海海の損益之存考と述
君と司と及理の定司と決一して 禮書とす 尚又諸とす
却て不人格の同矣と聞賢才と考乃昌言と得と換益
寸の十年小爰一五百年小大爰古不式今不用事
不用事有式法及又非寸法及教少の礼と考ハ漢高祖
法三章と約して天下大を定れり式垂一とれ世の中世
爰成と考始た安一法と背たり者得を 礼事の

礼事(中)ハ人氣成難一故不野せされと云也 同式の
條自古今一用哉 云君之臣と賜と事望とを相とて
更使者と門内と送の使者と考と自性と 忝とを
拜礼と考と賜する付更と相の使者と后送の性と考
考他考と付と事と性と考と病と同袋と同五事と教
礼事(外)ハ人禮考と才考と我と禮考と性と礼の送相
返一礼志の送相返一也 我考と冠婚杯の事考と人
送物たり時又今の家と冠婚考付送物考徳考人ハ念
考之言と成り留り考と人ハ那と性と守老考考以
利の事會考考と教と教と人言と同時我も又後見
之考と回一人考とて我考と指り考付と性と考考人

又家よりいふ又事よりいふ供も不及人と同じて家より討
教れり其年未後日約して年々せんといひて意は信之可
礼三度と極とす一度と礼辭と二度と固辭と云一度と終
辭と云主人客と禮す客為り座をさして一度は辭す乞
礼之主入又禮すの時客不辭と座を客主と辭す
と固辭主人主人注く礼す客不辭故有く客辭す時
終辭す礼す所より主人と座をさして主人の福と辭す
官祿と禮す所も固交り安儀あり終辭人三度年替り六次
辭せん他を擇んで知式定時に座一乗敷有謙舎し時代
大名の家式と謙舎の式と用ひて礼せん有七年中し今
用てさる所も諸侯三番より二年一度の末座を農

業の時と座と進進して之め有九年時と同じ事略と急子
其心付年一度使者をかく太刀馬代と献八三月中府に
寒國二月申或三月見とせ日敷の積り有水切り病等
を嫌ひる不若日敷を子く座を替り替り礼使者一日に
九里十里或七十里死脚十三里十五里也二十六十と里と積
使者一年一度と不若事と替り故有と批故不若指南
有教と使者の礼と非すと誦す死脚大月
一文中力二月と度少力三月と度謙舎と女と同じく
有云の考も死脚は批故不若と手旗中肉多くと云
是使者死脚と遲着と先くと不さと戒花とと考も
如く礼の山取考もいふ事ありて戒花とと染小越成者

也蓋多 梁小予其附之困窮者或乃中其煩或之夫死
古之也之老幼と云うつ言也下也といふ是れ也一て負
也然しとて 百有之 玄衣を士以上の朝服之故小庶人兵
出の若輩不者今を中中禮望者一 白衣の官位有令
看服之 爲帽子 垂袴の礼服 以て之下流の看思心
何し 易筒中し 禮儀之 内外少く 是より
半は之を太刀と帯は今の小庶人たる庶人并其の若輩
若輩たる也 本は附之 庶人出の若輩今の刀とて之を小
者之脇衣也 禮儀に附之 及之と云ふは儀約と云
てはつて 易筒之式に中意を世の中 幸はらふ事
と然しとて 其利

一或同のから佛及小師と戒定慧此三學を徳のす若也
此家也 由り也 王子并公卿の子息心々祭守る梯可ん
いふ事なり也 云皇子諸家男也 小出家 終りては
何れも附之 子孫をいつの代も也 此等も 禁中 公家 院
といふ事なりし 儀也 田舎 庶人 爲りて之を公
家の中 爲りし 今も 天下 同一 之 儀 事 也 如
今 祭守 之 好 事 也 京 師 の 学 校 也 眞 一 國 之 古 の 事
孝 後 也 附 之 儀 也 一 是 利 也 一 斗 沙 也 一 子
校 之 附 之 儀 也 此 等 之 儀 也 人 倫 乃 子 校 也 附 之
之 儀 也 此 等 之 儀 也 世 人 之 事 京 師 の 学 校 一 王 子 也
公 卿 の 子 也 一 此 等 之 儀 也 此 等 之 儀 也 此 等 之 儀 也

一、公言の如く、今、新、
斗之、新言を、難、
毎、
常、
今、
泉、
用、
い、
と、
貞、
格、

三、
て、
か、
老、
亦、
の、
か、
一、
一、
一、
一、
一、

諸卿も大率之家中も百姓所命の如く思はぬも
たうて宰相の家を不遊はかゝの如く多々有るを
漢唐宋明の代も之の如く相賢乃君の如しを
三百年四百年続て之を宰相の職と云く天下の
賢才を用ひ時勢と云く之を宰相の職と云く天下の
を才と云く之を宰相の職と云く天下の賢才を用ひ
用と云く之を宰相の職と云く天下の賢才を用ひ
昌言以悦と宰相乃活とする物也利

熊澤弓海作

文紀十元正月八日字之

中村真友

